

令和8年
7月から

交通関係の法律が 改正!

飲酒運転は
絶対にやめましょう!

飲酒運転・危険運転は、重大な犯罪です!



1 道路交通法の改正

1 飲酒に関する要件が明確化!

酒気帯び運転
(これまでと同じ基準)

呼気アルコール濃度

0.15
mg/l以上

で酒気帯び運転



酒酔い運転
(新たに基準を明確化)

呼気アルコール濃度

0.5
mg/l以上

で酒酔い運転

基準を
明確化!

0.5mg/l未満でも、
正常な運転ができない
おそれがある状態であれば、
酒酔い運転に該当する
場合があります。



よくある質問にお答えします! Q&A

Q 0.5mg/l未満なら
酒酔い運転にならない?

A いいえ。正常な運転ができない
おそれがある状態であれば、
酒酔い運転となる場合が
あります。

0.5未満
だから大丈夫?



Q 少しだけなら運転しても大丈夫?

A いいえ。少量の飲酒でも判断力や
反応が低下します。飲んだら運転
しないさせないが鉄則です。

飲んだら
乗らない!



2 危険運転致死傷罪の改正

1 飲酒に関する要件が明確化!

危険運転致死傷罪においても、飲酒に関する要件が
明確化されました。

飲酒に関する
要件が
明確化!



呼気アルコール濃度

0.5mg/l以上



人を死傷させる事故は危険運転!

2 対象となる危険運転が追加!

次のような危険な運転をして人を死傷させた場合、
危険運転致死傷罪の対象となります。

著しい速度超過

最高速度を一定以上超えるなど
著しい速度超過での運転



ドリフト、ウイリー走行など

殊更にタイヤを滑らせたり
浮かせるなど進行を制御する
ことが困難な走行



罰則



飲酒運転

・3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



酒酔い運転

・5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

危険運転致死傷罪

人を死傷させた場合、次のような非常に重い刑罰が科されます。

人を負傷させた場合

・15年以下の拘禁刑

人を死亡させた場合

・1年以上20年以下の拘禁刑

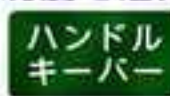


飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人に飲ませない!

運転する人には
お酒をすすめない!



ハンドルキーパー
制度を活用しよう!



代行運転やタクシーを
利用しよう!



お酒を飲んだら
時間を空けよう!



アルコールが抜けるまで
しっかり時間を!

同乗、依頼も禁止!



長崎県警察 飲酒運転のない、安全・安心な長崎県を目指しましょう。